鹿児島大学ウィンドサーフィン部　練習規定

ウィンドサーフィンは海上でのスポーツであり、自然の影響を大きく受けるため、練習の際にはこれらの事を考慮し活動をすること
また、救助ために連絡先を載せているが、これらは最終手段であり、基本的にはこれらの助けを借りることのないように活動を行うこと
海上保安庁の救助を受けた場合は、今後医学部も含め、鹿児島大学ウィンドサーフィン部の活動ができなくなる事を認識しておくこと

1）出艇の可否判断

- 天候が悪く、雷警報が出ているまたは雷鳴が聞こえるなどの場合、出艇を禁止する（海上では周りに高いものがないため、落雷の危険性が非常に高い）
- 強風（8 m/s 以上）時は、廣津さんの救助などがある場合にのみ練習を許可する。また、廣津さんへ出艇を報告し、救助の要請を行えるようにしておくこと。
  （目安：北からの風の場合、磯海水浴場から見て、沖の右側の海面に白波が立っている場合、海上は風速 10 m/s 以上吹いている可能性が高い）

  強風時の出艇に関して、上りプレーニング、プレーニングにより走行が可能であり、タック、ジャイブが可能なものは集団から離れて乗ることは許容されるが、それ以外のものに関しては、上記の技能を有するものと帆走をすること。また、セッティングの変更が自分でできないものに関しては出艇は許可しない。加えて、普段乗り慣れていない艇（人の艇を利用すること）での出艇は許可しないこと
  （強風時に流されているものの多くが、セッティングの不備によるものが多いこともあるため）

  これらの技能を有しないものは沖での練習は許可しない。浜近くでの練習に止めること（最悪の場合にはパドリングや歩いて戻ってくることができる場所での練習）

２）緊急時の対応

流されて浜に帰ってくることができなくなった場合

- 桜島の海岸が近い場合には桜島側への漂着
- 北へ流された場合、桟橋の奥にある海岸への漂着
- 南へ流された場合、以下の写真に示す赤マルの部分の砂場に漂着すること（現状ではこれらの場所は砂場になっているが、工事などにより変わる可能性もあるため、その都度確認をすること）
- テトラポットへの着岸、テトラポットを登る行為は非常に危険であり、テトラポットの中に入って出られなくなる可能性があるため、絶対にテトラポットへの着岸はしないこと
  これらの位置を超えるような練習は帰着が可能なもののみに限る
- 出艇後に雷鳴が聞こえた場合、セールを落とし、過ぎ去るのを待つこと

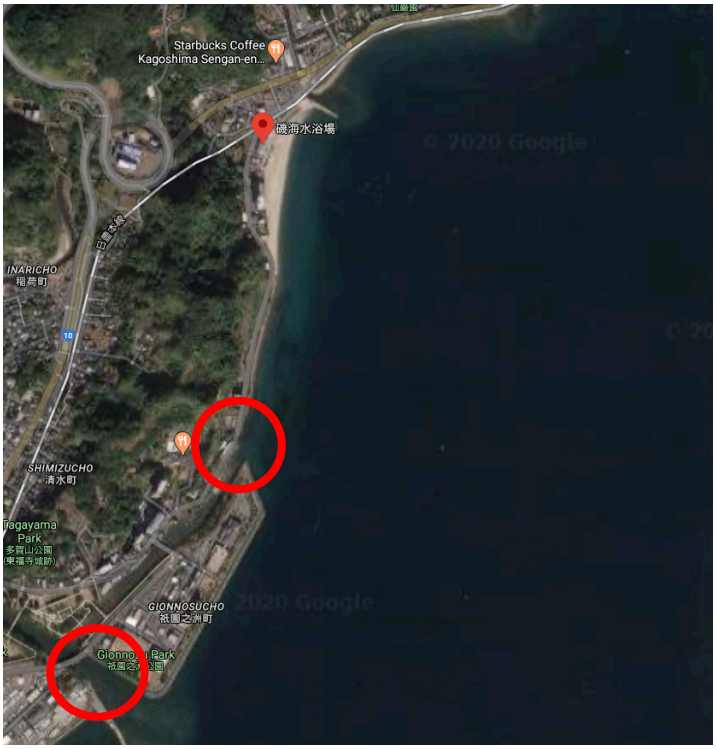

３）出艇する際の携帯物

- 防水ケースに入った連絡の取れる機器または防水性能を有する機器
  錦江湾マリンの廣津さん（ひろ爺）連絡先： 090-8838-4470
  天竜丸　連絡先：090-4584-6167
- レスキューシート（５m 以上のもの）
- ライフジャケット（救命胴衣）
- 冬場の水温・外気温が低い時には、ウェットスーツの着用
  （海上での低体温症は非常に危険、最悪の場合命の危険があるため、冬場の海で出艇する場合は防寒には十分に注意すること）
- 一年目（ビギナー）のものは足袋またはマリンシューズを履くこと
  （救助の際、岩場などに降りた時に足を怪我する可能性があるため）

以上の内容は義務であり、携帯していない場合には出艇を禁じる。

その他、出艇時にあった方が良いもの
腕時計またはマストに巻きつける時計
（スタートの練習時にタイミングを見るために使う）

４）自主練習に関して

- 自主練習を行う場合、部長　　に報告をし、部長からの許可を得られなければ、練習はしてはいけない。
  報告内容
  　天候、風、潮流、出艇人数（学年、名前も含む）
- 1 人での出艇・練習は禁止する（浜で他の部員が監視をしている場合を除く、また、その他救助体制が整っている場合は例外もある。例外に関しては５）に示す内容を確認すること）
- 1 年目（ビギナー）のものまたはそれと同等の技能の者に関しては、上級生が同伴しない限り練習は認めない
  （1 年目のもの同士での練習はたとえ人数が多くいたとしても、救助体制の確保や技能に問題があるため）
- 出艇前には、必ず風予報、干潮・満潮の時刻を確認すること
  磯周辺の沖は潮の流れが速いため、大潮の時などは流される危険性が大いにあることを十分に理解しておくこと
- 道具に不備がある場合（セールが破けている、ダウンが切れかけている、ジョイントベースに亀裂が入っているなど）は修理が行い、改善できない場合はその道具を使用しての出艇は控えること
  （海上でのリグトラブルは流され、帰って来ることができなくなる危険性がある）

5）1 人での練習における例外

以下に該当するものだけが可能とする。

- 原則として、どのような風域においても、浜への帰着が可能なもの（出艇時には、風が上がっていなかったとしても、出艇後に風が上がる事を想定すること）
- 風の変化に対応して、セールのセッティングを変えることができるもの
- 無風時に走行が可能であり、沖からの帰着が可能なもの
- 強風時に上りプレーニング、プレーニングにより走行が可能であり、タック、ジャイブが可能なもの

6）道具の貸し借りに関して

- これに関しては、個々人間の問題であるため、双方の理解がある場合は以下の限りではない。
- 道具を貸す者の承諾を受けていること、また、双方での理解があり、道具の破損などがあった場合を想定した話し合いが行われていること。
- 強風時に道具を貸すことは原則として認めない。

以上のことを留意し、活動を行うこと。これらの事項が守れていないものに関しては除名・罰金を課すこともありうる。
また、今後の活動により、この規定に変更が生じることもありうる。